

(1) 生徒心得

高田南城高校の生徒であることを自覚し、健全な学校生活を営むために、次の点を心得る。

1. 服装及び所持品

- (ア) 努めて質素、清潔、端正を心掛ける。
- (イ) 高額な貴重品、高価な私物は持参しない。
- (ウ) 所持品の紛失、または拾得物のあった場合は、直ちに生徒指導部の教職員もしくは担任に連絡する。

2. 交通安全

交通規則を遵守し、安全に留意する。通学上やむを得ない理由のために、車両（自転車、原動機付自転車（以下原付バイク））を使用する許可を得た生徒は、事故のないよう万全の注意を払う。

3. 禁煙

成年者（20歳以上）であっても学校敷地内は全面禁煙である。

4. 校舎・校具の使用

- (ア) クラブ活動その他の事情で居残る場合は、顧問の教職員の監督下に活動する。
- (イ) 休日の場合は、事前に担当の教職員もしくは担任に届け出て許可を得る。

5. 諸届は、速やかに提出すること。

- (ア) 原付バイク通学許可願 . . . 担任に届け出る。
- (イ) 自転車通学届 . . . 担任に届け出る。
- (ウ) アルバイト届 . . . 担任に届け出る。

6. 車両通学許可について

車両（自転車、原付バイク）を利用して通学する場合は、それぞれの通学許可願を提出し許可を得る。

(ア) 原付バイク

50cc以下の原付を使用する。

(イ) その他

自動車による通学を原則禁止とするが、仕事上の都合などやむを得ない事情による自動車通学の申し出は、職員会議で別途審議する。

車両通学規定が守れない生徒には、車両通学を認めない。

平成9年1月21日 決定

平成24年4月 一部改訂

令和6年2月 一部改訂

高田南城高等学校定時制課程 車両通学校内規定

- 車両の貸借はしない。
- 職務上を除いて、遠距離・深夜運転を慎む。
- 法規違反しない。万一交通事故・交通違反をした場合は速やかに届け出る。
- 原付バイク使用者は、次の事項を守る。
 - (ア) 50cc以下の原付バイクを使用する。
 - (イ) ヘルメットを正しく着用する（フルフェイス型が望ましい）。
 - (ウ) 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）および任意保険※に加入する。
※任意保険は、対人賠償保険、対物賠償保険（賠償金額は無制限）のあるものに限る。
- ◎自転車・原付バイクには、許可を得た後に発行されるステッカーを貼ること。

7. 生徒個人用ロッカーの使用について

本校は単位制のため、授業ごとに教室の移動があります。そのため個人用の机がありません。そこで、手荷物の一時保管場所、貴重品の自己管理場所として個人用ロッカーを貸し出しています。後輩へと受け継ぐ大切なロッカーです。以下のことを守って大切に使用してください。

- (ア) ロッカーの使用は割り当てられた場所、一人一か所を原則とする。
- (イ) 鍵は各人が保管し、紛失した場合は弁償する。
※具体的な弁償金額等の問い合わせは担任、もしくは生徒指導部の先生に申し出る。
- (ウ) 個人的な細工・表示・張り紙等は一切禁止する。
- (エ) 原則として登校時に持ってきたものを入れ、下校時には持ち帰る（長期間入れたままにしてはならない）。
- (オ) ロッカーの中は常に清潔にしておく（外履き・濡れているもの・汚れているものを入れてはいけない）。
- (カ) 飲食物は入れてはならない。
- (キ) 生徒指導部の先生がロッカーの中を点検することがあるため、常に整理整頓しておく。
- (ク) 個人用ロッカーは、1年ごとに使用場所が変わるため、大切に使用する。
- (ケ) 使用途中で破損などの問題が発生したら、そのままにせず早急に申し出る。

上記のことが守れない生徒には、個人用ロッカーの使用を認めない。

| | |
|---------|------|
| 平成10年3月 | 決定 |
| 平成24年4月 | 一部改訂 |
| 令和6年2月 | 一部改訂 |